

行政書士による

墓じまいサービス



お墓の
後継者がいない



お墓のことで
家族に迷惑を掛けたくない



お墓が遠くて
管理ができない

お墓に関することでお悩みはございませんか？墓じまいには、墓地管理者や市区町村役場、撤去業者の手配など、煩雑な手続きが生じます。これらの煩雑な手続きを国家資格者である「行政書士」が代行させて頂くサービスを始めました。お気軽にご相談ください。

墓じまい基本パック

寺院等墓地管理者への連絡・
閉眼供養手配代行

市区町村役場への
改葬許可申請代行

墓石の撤去（原状回復）及び
お骨の取り出し

お近くの永代供養墓等
新しい供養先のご紹介

189,000円（税抜）～

墓石の撤去量や基礎工事の有無により変動いたします

オプション
サービス



◆骨壺の販売

[4寸] 6,000円（税抜）

[全骨] 11,000円（税抜）

◆ご遺骨の洗浄

[1柱] 20,000円（税抜）

[パウダー化] 12,000円（税抜）

※上記の他に、万が一離壇料等を巡って金銭的なトラブルが発生した場合には、司法書士による紛争解決（有料）もご支援しております。お気軽にお問合せ下さい。

お問い合わせ
【平日】9:00～18:00

052-212-8848

（代表：行政書士法人エベレスト名古屋錦事務所）

「行政書士による墓じまいサービス」運営事務局
行政書士法人エベレスト

改葬許可申請手続きについては、 国家資格者である「行政書士」が代行！

お墓を移転する際には、移転元と移転先の市区町村役場にて「改葬許可申請」が必要になります。この必要不可欠な行政手続きについては、行政書士法という法律で行政書士の独占業務とされており、行政書士以外の墓石業者等が業として代行することはできません。中には報酬を得ずに「業としては代行していない」という理由で代行を行っている業者もごございますが、反復継続的かつ有償サービスが付随している場合は法令違反の疑いがあります。当社では行政書士が法律に基づいた手続きを行うため、法令違反に加担してしまうのでは？という心配はございません。安心して改葬許可申請手続きまでご依頼頂けます。

お問い合わせからの流れ



名古屋錦事務所

- 地下鉄東山線・鶴舞線
「伏見」駅1番出口、徒歩1分
- 地下鉄東山線・名城線
「栄」駅1番出口、徒歩10分

〒460-0003
名古屋市中区錦二丁目
15番19号(アゼット錦ビル2階)



中川事務所

- 近鉄名古屋鉄道
「黄金」駅、徒歩4分
- 名古屋高速5号万場線
「黄金IC」下車、車4分

〒454-0807
愛知県名古屋市中川区
愛知町24番12号



安城駅前事務所

- JR東海道本線
「安城」駅南口、徒歩1分

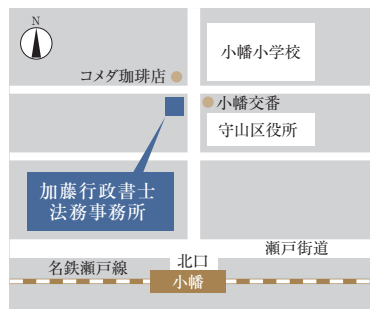
〒446-0032
安城市御幸本町7番26号



守山事務所

- 名鉄瀬戸線
「小幡」駅北口、徒歩5分

〒463-0013
名古屋市守山区小幡中二丁目
22番12号
第五深河ビル302号



お問い合わせ
【平日】9:00~18:00

052-212-8848
(代表:行政書士法人エベレスト名古屋錦事務所)

「行政書士による墓じまいサービス」運営事務局
行政書士法人エベレスト